

令和 2 年 3 月 定 例 会
文教厚生委員会記録

開催日時 令和 2 年 3 月 11 日（水曜日） 午前 10 時から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第 3 号
有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 5 号
有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する
条例
議案第 6 号
有田市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第 8 号
有田市通所支援事業所条例を廃止する条例
議案第 9 号
有田市水泳場整備基金条例を廃止する条例
請願第 1 号
有田地域の医療の充実を求める請願書

出席者
出席委員 上山寿示委員長・上野山善久副委員長
浜口元司委員・福永広次委員・堀川 明委員
中谷桂三委員・小西敬民委員

生駒三雄議長

当 局
市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長
馬倉三喜市民課長・石井哲也生活環境課長・
松村尚彦福祉課長・山崎希恵健康課長
若松伸行高齢介護課長・上野山 緑市民係長
山野 章生活環境係長・福永晃久保険給付係長
田中育美保険年金係長

総合行政委員
員会事務局 大谷せつ子局長
教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育総務課長
筋原 章教育総務課主幹・嶋田実明生涯学習課長
田中康元総務係長・児嶋利樹社会体育係長
水道事務所 江川敦夫水道事務所長・北野宏幸水道課長
上田章二業務係長
市立病院 神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記
開 会

○上山委員長： 開会挨拶

○山崎課長： 議案第3号
有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○小西委員： 財源は、約1億円の基金の取り崩しと聞いていますが、平均で1世帯約2万円の減額ということは、市民要求が1つ実現できたという感想を持っております。金額については1億円で大丈夫でしょうか。

○山崎課長： 予算を組む中で歳出に対して、不足する歳入を補足する分として基金1億円を取り崩しております。

○小西委員： 1億円取り崩しても、あと8億円程度残っていると思いますが、今後の基金運用についても、今回のようなことが起こるということで希望を持っておいてよろしいか。

○山崎課長： 今回、税率を下げるお願いをしているところでして、令和3年度の納付金が示されないと、令和3年度の税率は決まりませんが、納付金と同じような率で、税率も維持しようと思えば、基金も同じように取り崩して、さらに被保険者数が減少する分も基金で補わなければならないと思いますが、可能な限り税率の増減が大きくならないように考えております。

○小西委員： 平成30年度で被保険者世帯が4,835世帯、被保険者が8,777人と聞いておりますが、これは毎年減少すると見込まれていると思いますので、是非、この改正された税率が維持されることを希望して質問を終わります。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

- 中谷委員： 税率が下がり、市民にとってはありがたいですが、第21条で限度額合計96万円については減額されていない理由と、限度額に該当する世帯の割合はどれだけですか。
- 山崎課長： 令和元年度当初賦課の段階において、医療分の場合で限度額世帯は92世帯ございまして全体の2%でございます。限度額につきましては地方税法施行令に示されておりまして、それを上限として各市町村で決めることとなっておりますが、平成30年度の制度改正で税率も含め事務についても、和歌山県下で統一していく動きがありますので、限度額についても同じ上限で設定しております。
- 中谷委員： 了解です。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 浜口委員： 第7条中「100分の8.7」を「100分の4.0」に改める。第9条中「100分の6.3」を「100分の3.0」に改める。以上2つについて大きく率が下がっている。これは固定資産分における減額だと思いますが、保険税に係るところで、固定資産を持っている世帯というのはどれくらいの割合ですか。
- 山崎課長： 令和元年度当初賦課のときの状況ですが、医療分について、資産割のある世帯は58%でございます。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 福永委員： 資産割分が減額になった理由は何ですか。
- 山崎課長： 平成30年度からの制度改革で、和歌山県が財政運営の責任主体となり、県下で統一していく動きの中で、運営方針で令和9年度までに、保険税の統一をしていくということがあり、それについては、均等割、平等割、所得割、資産割の4方式で課税をしているところが多いですが、資産割を除いた3方式で課税しているところがありますので、そちらに合わせていくことで進んでいます。今4方式を採用しているところは、段階的に資産割を減額していくことになっております。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○伊藤課長： 議案第5号

有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する
条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○中谷委員： 地番が「有田市箕島79番地」で、以前の説明では新校舎の建設予定地は、今のプールの横あたりということで、おそらく借地だと思います。新校舎の位置が借地であるので、市有地である箕島79番地の表記としているのですか。

○伊藤課長： 新中学校を、現在の箕島中学校の敷地に建設するというのと、現在の地番が広く知られておりますので、同じ番地としております。必ずしも、校舎の位置に番地を置かなければならないという規定もございません。例えば、箕島小学校、田鶴小学校、保田中学校及び、初島中学校なども、地番は校舎の番地と違います。

○中谷委員： 了解しました。12月の定例会の一般質問で、借地が11件で年間約2,200万円の借地料と聞いていますが、その借地についての進捗状況はどうですか。

○伊藤課長： 現在、大口の方を中心に交渉を進めてございます。共有者を含め11名ございまして、その内7名の方と交渉中です。借地料2,200万円の内約8割程度にあたります。交渉していますが、売買にまでは至っておりません。

○中谷委員： 了解しました。校名が「有和中学校」ということで、準備委員会で決定したということですが、僕は有田の「有」と令和の「和」という説明がありましたが、これに決まった経緯の説明を願います。

○伊藤課長： 昨年10月から約1ヶ月間募集したところ838通の応募がありまして366種類の学校名をいただいております。その中から「有田」「紀州有田」「紀文」「創新」「箕島」「有和」の6つの案に絞りました。その6つの案について12月から約1ヶ月間パブリックコメントをいただきまして、様々な理由、思いをいただきました。これを委員会に諮りまして、「箕島」「有田」の地名を推す意見と「創新」「有和」の校名に込められた学校の理念を推す意見に分かれましたが、協議した結果、新中学校が誕生するから、新しい名前がよく、創設時の願いが込められて、その理念を50年、100年と語り継いでいける校名がよいのではないかという意見で協議がまとまりまして、「有和」というのは、地名と和がなると言いますか概念を融合させた校名であり、理念を持っていると。「有田」「和歌山」という地名も含まれておりまして、4つの学校が1つになる「和」、和やかな「和」そういった意味で「有和中学校」に決定しました。

- 中谷委員： 了解しました。付則の公布日が令和6年4月1日というのは、統合日と聞いています。令和2年度の当初予算に、建築費用が約45億円、設計費用が約2億円計上されていますが、契約時や建設時の校舎名についてはどうするのですか。
- 谷輪次長： 条例が令和6年4月1日施行となりますと、それまでは(仮称)有田市立有和中学校となると思います。それから令和6年度から施行しないと、あと4校が閉校となってしまいますので、施行は令和6年4月1日からなると思います。
- 中谷委員： 了解しました。初島中学校が令和4年度に先行統合されると聞いていますが、2年間は初島中学校の名前が残って、「有和」というのはどうなりますか。
- 伊藤課長： 初島中学校は令和4年度に箕島中学校と先行統合することが決まっていますが、令和6年度に4校を1校にするための様々な準備を進めております。校名が決まれば、校歌、校章、制服と進めていかなければなりません。制服につきましては、令和6年4月に1年生から3年生まで全員同じ新制服になるということで、令和4年度から全員新制服を着用することも考えておまして、そういったことから、今回条例を上程させていただきました。
- 初島中学校の先行統合につきましては、再度条例改正を行いたいと思っております。
- 中谷委員： 聞くところによると、初島小学校が、初島中学校に移転ということですが、そのことも含めての条例改正ということですか。
- 谷輪次長： 初島小学校が、初島中学校に移転するのか、そのままなのかについては、自治会さんにご意見をお聞きしているところです。地元の議員さん、また保護者の皆さんにもお聞きして、最終的に判断するというので、正式に我々としましても決めかねておりますので、決定した場合は、改正する条例の一部改正ということで上程させていただきたいと思っております。
- 中谷委員： まだ確定していないということなので。令和4年度までにきちんと詰めてもらって、確定すれば条例改正をするということで理解しておけばいいですか。
- 谷輪次長： そのとおりでございます。
- 中谷委員： 了解です。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 堀川委員： 統合の検討委員会の方が先行していて、議会や市民への説明が後になっていませんか。統合した中学校を今の箕島中学校の敷地に建てることが、先行しているようで、どこの地区の説明会に行っても、様々な問題、反対意見もある。4校を1校にするということは、4分の3の地区は

通学路の問題、通学距離の問題、借地の問題等で反対が出るのは当然。この反対意見に十分納得のいく説明がなければ、なかなか賛成はしにくい。

前の玉置市長のときに、僕は中学校の統合については言っています。生徒数が減少するのは分かっているので。そのまま何事もなく、今になって、突然統合します。場所は箕島中学校敷地内です。校名は有和です。とにかく市民が不安を持たずに、皆が「統合はありがたいな」と言ってもらえるような説明を議会にも市民にもしていただいて、皆が一丸となって進められるような話に持って行ってほしいと思います。

○谷輪次長： 議会の皆様方には、機会をとらえて説明をしたつもりですが、至らなかったことに対しては、深くお詫びを申し上げたいと思います。

市民の方を対象に昨年、一昨年で30回程度地域に赴いて、PTA役員や地域の方に説明をさせていただいたところです。そういった不安であったり、不信感を払拭するに至らなかったのかとも思っておりますが、保護者を対象に膝を突き合わせて通学路のことなど細かいところまで意見を頂戴いたしまして、出来るところから随時始めるということで、授業参観の後4年生以下の保護者を対象に回らせてもらったところで、それを受けて、来年度は保護者と警察と自治会とで通学路の安全点検を行う年ですので、疑問を解決するようずっと継続してやっていきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○堀川委員： 付則に令和6年4月1日からの施行となっておりますが、この日は決定ですか。

○谷輪次長： これは決定事項とご理解いただければと思います。

○堀川委員： この日で開校しようと思えば、今議会で議案が認められなければ、スケジュール的に間に合わないのですか。

○谷輪次長： 今議会でお願ひできればと思っております。

○堀川委員： 地元の教育委員も、夜遅くまで会議をして、苦勞してここまで来たよというのを聞くと、なかなか反対することもいかない。中学校の統合自体に反対する人はないと思う。ただ、皆が納得できる説明であれば、うまく進むと思います。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○福永委員： 災害に強い校舎を建築すると思いますが、まだ設計前ですが、教育委員会の新校舎に対する構想がまとまっていれば、お聞かせ願ひたい。

○伊藤課長： 設計前で明確にお答えできませんが、校舎は3階以上、体育館も2階以上で考えています。費用も概算で約45億円を見込んでございます。

現在、設計のプロポーザルの準備をしております、その仕様書には校舎は9,000平米程度、屋内運動場を約3,000平米程度と記載しております。

○谷輪次長： 防災面にも配慮した校舎ということで、プロポーザルの仕様書にも盛り込んでございますので、そのような提案がなされるものと思ってお

ります。

- 福永委員： 校舎が3階以上ということですが、高さはどれくらいを考えていますか。
- 筋原主幹： 平均的には、階高3メートルから3.5メートル程度で考えております。3階であれば10メートルから10.5メートル程度になると思います。4階であれば屋上で14メートル程度と考えております。
- 福永委員： 4階にすれば3.5メートル程度高くなるので、いざというときは少しでも高い方がいいと思うので、設計前なので教育委員会でよく検討してできるだけ高い校舎となるように要望しておきます。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 浜口委員： 地権者は11名、その内今、7名の方と交渉しているという説明を聞きました。箕島中学校については今回が「統合」ということで、「借地じゃないか。」というような話が突然出たように思いますが、福永議員も知っているとおおり、以前からこの借地を有田市が購入できないか、と。この11名の地権者の中には、市長をされた方もいるんです。個人名を言わせてもらえば、玉置元市長の土地があります。議会において、あなたはもうその土地を有田市に寄付するよというように言ったことがあります。そういった過程の中で、今度は統合の問題になって、土地が云々という話になってきている。今、堀川委員も言ったように、4校を1校にするという総論については、ほぼ了承というのか、まとまっています。ただ、借地であるという問題とか通学路の整備とか各論の話が多く出ているわけです。その中で私が心配していることは、交渉している地権者が7人、まだ、交渉していない地権者もいるわけですね。例えば、11名の地権者がいて、何人かの地権者が嫌だと言った場合、この計画は白紙になるのか、それとも、借地の条件、現状が今のままであれば、借りられるけれども、新しく校舎が立った場合、条件が変わるのか…条件が変わるといえるのは、期日の問題、金額の問題で坪単価がふえるのか、そういったところについて、間違いのない交渉をしているのか、交渉途中で、値上げしないといけない、という話は出てこないのか、その点について教育委員会は…私も統合問題以前からこの委員会の場で、地権者と早く交渉をして購入するよとと発破をかけてきたのですが、なかなかうまくいかないという中で、この統合の話が出てきたんです。そのあたり、地権者との交渉の感触というのはどんなものですか。地権者の中で2人でも3人でも嫌だとか、今のままだったらいいとか、というのも建物が建ちますから、建たなければ更地ですけども、建ってしまったら半永久的になってしまうので。その点の感触はどうですか。大丈夫ですか。
- 谷輪次長： 借地借家法というのがありまして、借主の権利を一定認めるといふようなところがございます。こちらの箕島中学校敷地については、借地

借家法の適用があるということでございますので、仮に明け渡し請求があったとしても、ある一定の権利として保障されているというふうに考えております。それと、借地料の件ですが、これは顧問弁護士とも相談させてもらわないと、今ここで細かいことはお答えできかねますが、社会通念上、必要な経費はある程度あるのかなという感触を私たちは持っていますが、細かいところは顧問弁護士と相談させていただいたうえで、また必要に応じて、議会等にもご報告をさせていただきたいと思っております。

○**浜口委員**： その点は私も懸念しております。更地であった場合は、世話がないんですが、建物を建てられてしまうとこれはもう半永久的になってきますから、法的なものになってくると思います。なぜこれを申し上げるかというと、以前、今の箕島中学校のバックネットから20メートルのところの地権者が有田市に対して土地代の値上げを要求してきました。私も申し上げました。その要求に応じる必要はないというような回答をしました。地権者がそこにプレハブの家を建てると言ってきたんじゃないんですか。この話は福永議員も知っていると思います。そのときに有田市の執行部はえらいことだと言って右往左往しました。私は建ってもらったほうがいいんじゃないですか、建ったらどうですかと言ったんですが、皆さん方の先輩が大変だ、運動場にプレハブの家を建てられる、と。そういうようないきさつも過去にありました。だから私は懸念しています。こういうことはあるかないかはわかりませんよ。しかし、そういうことがありながら、条例を一部改正しないといけない、こうしないといけない、という中でうまく進まないとまた法的なことになってしまって、令和6年度に統合できればいいが、できない可能性もあります。その点だけは十分心してかからないとね。私の経験の話です。これはどうなるかわからないことで、弁護士さんもいることですから、私はどう判断できる立場ではないので。知らない人もいるから、この場で申し上げただけでございますので、努力していただきたいと思っております。

○**上山委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**小西委員**： この中学校統合というのは、もう10年間もやっているようですが、歴代のPTA会長はご苦勞をされてきています。私の子どもは初島で3人育ってきて、我が母校という点では郷愁を覚えますし、先日、卒業式に行かせていただいたら、少人数で大変な面もありますが、とてもアットホームで温かい感じを受けました。教育委員会の皆さんが基本に据えられているのは、子どもたちの人権、教育権をいかに守って、向上させるかということがベースにあるように考えました。私がPTAの役員をしていた頃から約30何年も経ちますから、時代背景はずっと変わってきています。来年、初島小学校を卒業される方は17名ですが、そのうち7名は別の中学校に行き、10人が初島中学校に来るという事態も知りました。そういう点では非常にさみしい

思いもありますが、その10人で教育を受けて、集団の教育が本当に成り立つかと言えば、いかんせん難しいとも思いました。浜口議員も言われたように、断腸の思いを持たれた方もたくさんいると思いますので、ぜひ、子どもの教育権、人格権を尊重するというような点で物事を基本的に捉えて、前向きに進めていってほしい。令和6年4月1日からという施行ということですが、条例によって守れるというのも、子どもたちを守るということにも繋がりますのでその点でも…適宜なところの落とし方が少し時期尚早かなとも思いますし、その点ではもうひとつ、ご議論いただければというふうにも思っております。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○生駒議長： 教育委員会でこの問題について、長い間いろいろ議論されていますが、地域的なこともいろいろあるかと思いますが、各地域で合意に至っていますか。

○谷輪次長： いろんなご意見があると思います。全員が賛成していただけるというふうには我々も当然思っておりませんので、いろんな方のご意見を頂戴しながら、子どもたちのことを第一に考えて、これはもう必要だというようなことで、我々は考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○生駒議長： 私が理解するのではなく、いろいろと反対意見も聞くので、その辺りの理解をしっかりともらったほうが良いと思います。そうしないと、せっかくいいものをつくろうとしているのに、見切り発車のようなことをしてしまうと…市長も立派な中学校をつくろうと言ってくれているから、そこに違和感を残してやってしまうと、果たして、子どものためになるのかならないのかということをもう一度しっかり考えて、やっていただきたいと思えます。その辺りどうですか。

○谷輪次長： 継続してご理解を求めていくということしかないと思いますので、子どもたちもどんどん減っていきますし、もう今を逃すと子どもたちの教育環境の保障、先ほど小西議員もおっしゃったように、子どもたちを第一に考えて、教育環境を整えていくということが我々の責務だと思いますので、地域住民の方のご理解をいただけるように努力していきたいと思えます。

○生駒議長： 地域住民の人にご理解をとるのであればしっかりそれをやっていただきたい。それをやっていなかったから先日、市長に対する質問状が出てきている。これでは、やっているように見えないので、もっとしっかりそれをやらないと、議案を提出してきても違和感があります。あなた方はやっていると言いますが、現実にやっていないから質問状が出てくる。まだ時間があるので本当にしっかりやらしてもらわないと、変な状態で合併になっていくと思います。そのあたりを心配しているので、よろしく頼んでおきます。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員：なし。

質疑終了 採決 (可決)

○馬倉課長： 議案第6号
有田市印鑑条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○中谷委員： 「付則で公布の日から施行する。」とありますが、通常であれば年度初めの4月1日になると思いますが、あえて公布の日からとなっている理由を教えてください。

○馬倉課長： 印鑑登録は自治事務ということで、各市町村が条例で制定して運営することになっておりますが、印鑑登録証明事務処理要領という国からの通知がありまして、それに準拠した形で運営するのが望ましいということになっております。その印鑑登録証明事務処理要領が令和元年12月14日から実施されていることに伴いまして、有田市印鑑条例の改正も最速に実施させていただきたいために、公布の日からと定めようとするものでございます。

○中谷委員： 国に準じてということで理解はしますが、市民への周知はどのようにされますか。

○馬倉課長： 条例が可決されましたら、ホームページ等で、見直しについて発信していきたいと考えております。

○中谷委員： 対象になっている方もかなりおられるように思うので、周知徹底をお願いします。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員：なし。

質疑終了 採決 (可決)

○松村課長： 議案第8号
有田市通所支援事業所条例を廃止する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○委員：なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○嶋田課長： 議案第9号
有田市水泳場整備基金条例を廃止する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○浜口委員： これは新水泳場を建設するための基金条例でしたか。今、新水泳場を建設中であるので、今までの条例は必要ないということか。

○嶋田課長： 本条例は、今建設中の水泳場の整備に対して、基金を積み立てるために制定した条例でございます。

○浜口委員： 建設するための基金ということは分かりますが、この水泳場が完成した場合、今ある若者広場のプール、市民プール、西の浜プールの3ヶ所を解体するには億単位の費用がかかる。そのためにもこのような基金を残しておいた方がいいのかなと思います。このようなことには補助金がないので、市の単独予算でしなければならぬ。何かよい方法はありますか。

○嶋田課長： 令和2年度の当初予算に若者広場の水泳場の解体費用を計上させていただいております。社会体育施設の個別計画を策定しており、3ヶ所のプールを統合する中で、解体するプールについて、5年以内に解体すれば起債の対象になると聞いておりまして、順次解体を進めたいと考えております。

○浜口委員： これは新水泳場を建設するための基金条例であって、解体については別ということですね。

○嶋田課長： はい。

○浜口委員： 了解しました。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○堀川委員： 市民プールの敷地は、元東燃の土地ですね。以前にフレアスタックの敷地と等価交換するという話がありましたが、交換には至っていないのでそのままですね。

○嶋田課長： 今年度まで土地につきましては、借地料として支払っておりまして、プールは元々東燃さんからの寄付でいただいております、お返しするという方向で話し合いを進めております。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○上山委員長： 以上で、当委員会に 付託されました議案のうち、当局から

提出された案件の審議は、終了いたしました。

他に、委員から何かございませんか。

○上野山副委員長： 新型コロナウイルスの関係で各小中学校、高校も含め休校状態です。そこについてお伺いしたいことが何点かございます。

1つ目は、現状小中学校に関しては、卒業式は少人数で行うということですが、修了式についてはどのようにされるのか。

2つ目は、休校時は学校の各施設は利用できないと聞いていますが、通常の春休み期間中は解放していただけるのか。現在、休校から10日程経過して、子ども達も当初は休みで嬉しいということもあろうかと思いますが、外出を控えているという状況で、一番安心して使える、運動場等を可能な限り早く開放していただいて、そこは学校の先生の配慮等していただいて、安全に児童、生徒達を遊ばせてあげていただけないかとの思いがあります。

そこに向けて、周知等の期間も必要かと思えます。24日以前にいずれかの時期を見て小中学校に対して、今後の説明をされるのかについて教育委員会にお聞きします。

○伊藤課長： これは全国的なことですが、保護者、子どもたちにはご不便をおかけしていると思えます。県下のほとんどの自治体は24日まで休校としております。有田市につきましては、24日までとはしておらず、当面の間休校としております。今朝も教育長を交え協議をしました。来週早々にも有田地方の教育長が集まって、その件に関して会議をする予定です。いつからというのはこの場では申し上げられませんが、今後も、国、県の動向を見て考えていきたいと思っています。

○谷輪次長： 補足でよろしいですか。具体的に言いますと、修了式は行う方向で考えたいと思えます。昨日、安倍首相もさらに10日間大規模なイベントは自粛するよとということもありまして、19日に専門家会議が開かれると聞いております。その結果を待っていると19日に間に合いませんので、今の段階で修了式は行う方向で考えたいと思っております。行うにしても体育館に集まらずに各教室で行い、窓を開け換気に気を付けて、可能な限り短時間で行い、また校長先生の式辞も校内放送でということも考えております。明日校長会がありますので、先生方のご意見をお伺いした上で、教育委員会で決定して、保護者に通知をしたいと思えます。

それから、16日に有田地方の教育長の会議がありますので、その場でも、このことについての協議なり、意見なりをお聞きすることにしてはおりますが、それまでに感染が拡大する場合も考えられますが、現状ではそのように考えております。

○上野山副委員長： 学校施設の開放についてはいかがですか。

○谷輪次長： 24日で休校が終わりますと春休みとなります。万事OKであれ

ば、中学校のクラブ活動も可能になると思います。状況が変わらなければ、通常の春休みの体制になると思います。

- 上野山副委員長： 国、県状況が目まぐるしく変わる中で、強制的ではありませんが様々な要請があって、いずれ緊急措置になるかもしれませんし。様々な状況が考えられますが、有田市として、子どもたちの心身の健康状態を一番に考えて、より良い方向で、尚且つスピード感をもって対応いただきますように心からお願い申し上げます。
- 上山委員長： ほかにありませんか。
- 委員： なし。

○請願第1号 有田地域の医療の充実を求める請願書について

- 上山委員長： ご意見等ございませんか。
- 小西委員： 今回済生会有田病院で起こった新型コロナウイルスの影響が市立病院でも、市内の病院でも大変な思いをされたと思います。ここに書いてある文面を読ませていただきますと、特に有田市の場合は、産科医が今年度末でゼロになってしまうという問題で、地域の方々から不安視されております。このような事態を何とかしてほしい。それから有田圏域での病床の削減目標が出されておりました、湯浅保健所管内で203床もベッドを削減することになってきますと、済生会と市民病院のベッドを合わせた数となってしまいますので、とても対応できないのではないかと。そういう意味で、特に有田にない救急時高度な医療が受けられる医療環境であってほしいと要望されているこの請願については、非常に世相に即したものであると思います。請願自体が市立病院で分娩ができる産婦人科を早急に再開されるよう有田郡市が連携して実現のために力を注いでください。私はこれについては広域で有田郡市の医療を見ていかなければならない。済生会は公立病院の認識は徐々に薄くなって、医療で儲けられるところしか残っておらず、公立病院は有田市立病院のみである。ご存知のように感染症のベッドが4床あるというのは有田市だけです。県下でも32床しかありません。その一端を担っている有田市が、これから経営を考えたときに、大変なことになってくるのに、広域で物事を考えることは非常に大事であると思います。この1点、2点については有田市についても今の課題に即したものであると思います。
- 上山委員長： ほかにありませんか。
- 福永委員： 分娩については市立病院の産婦人科が再開されればいいですが、現実的にはどうですか。
- 神保事務長： 産婦人科医師が今年度末で退職するというところで、大学とも話をしている中では、24時間365日分娩対応するには、最低でも4～5名の常

勤の産婦人科医がいなければ、学会でも推奨しないということになってございました。今働き方改革と言われておりますが、その中で24時間365日分娩対応となれば9～10名と言われております。このような中で1名確保できたからと言って、たたき上げの産婦人科医であれば、1名でもするという医師はいますが、若い医師であれば、働き方改革の中ではできないであろうというのが実際のところだと思います。圏域の中では1ヶ所クリニックさんがありますが、何かしらの分娩ができる施設、周産期ができる施設はまだ県も圏域にはなければならぬというスタンスでもありますし、そこは数名を確保して分娩を再開するという考えではあります。

○福永委員： 県でも前向きに考えてくれているということですね。

了解しました。

○上山委員長： ほかにありませんか。

○委員： なし。

意見等終了 採 決 (採 択)

○上山委員長： 本請願は、意見書の提出を求めるものでありますので、意見書(案)を配付いたします。

意見書(案)について、ご意見はございませんか。

○浜口委員： 提出先はどこですか。

○上山委員長： 意見書の提出先について、請願書に県等とありますが、意見書は地方自治法第99条の規定で、国または関係行政機関となっておりますので、今回は和歌山県知事宛でいかがでしょうか。

○浜口委員： 了解しました。(「了解。」という者あり。)

○上山委員長： ほかにありませんか。

○委員： なし。

意見等終了 採 決 (可 決)

○上山委員長： 以上で、当委員会に付託されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これで文教厚生委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時30分